

いわき市小規模特認校制度適用校への就学事務取扱い要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、小規模特認校制度が適用される学校へ就学する児童生徒の就学事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 小規模特認校制度 小規模の良さを活かした特色ある教育活動を行う学校であって、教育委員会が別に定めるものへの就学が認められた児童生徒に係る就学すべき学校は、いわき市公立学校の通学区域に関する規則（昭和41年いわき市教育委員会規則第9号。以下「規則」という。）第2条の規定にかかわらず、当該就学が認められた学校とする制度をいう。
- (2) 小規模特認校制度適用校 小規模特認校制度を適用する学校として、教育委員会が定めるものをいう。

(就学の要件)

第3条 小規模特認校制度適用校への就学の対象となる児童生徒は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市の区域内に住所を有し、又は就学する日までに市の区域内に住所を異動する予定がある児童生徒（就学しようとする小規模特認校制度適用校が、規則第2条の規定による就学すべき学校である児童生徒は除く。）であること。
- (2) 卒業まで就学できること。
- (3) 就学しようとする児童生徒及び保護者が、就学を希望する小規模特認校制度適用校の教育活動方針等に賛同し、協力できる者であること。
- (4) 保護者の責任のもと、公共交通機関又は保護者等の送迎等により、登下校できること。
- (5) 第8条第1項の規定による就学の許可を取り消されたことがないこと。

(募集定員)

第4条 小規模特認校制度適用校の募集定員は、規則第2条の規定により当該小

規模特認校制度を適用する学校に就学すべきとされている児童生徒の数と当該適用校の施設の規模等を考慮し、毎年度教育委員会が定める。

（就学の申請）

第5条 小規模特認校制度適用校への就学を希望する児童生徒の保護者は、小規模特認校制度適用校就学申請書（第1号様式）により、教育委員会に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、教育委員会が定めた期間内に行うものとする。

3 年度の中途に市外から転入する児童生徒であつて、小規模特認校制度適用校への就学を希望する者については、前項の規定にかかわらず、既に当該小規模特認校制度適用校への就学が許可された児童生徒の数が、当該小規模特認校制度適用校の募集定員の数を満たしていないときに限り、就学の申請を受け付けるものとする。

（就学の許可）

第6条 教育委員会は、前条第1項及び第3項の規定による申請を受けたときは、申請書の記載事項等を審査し、適当と認めるときは、就学を許可するものとする。この場合において、申請した児童生徒の数が、当該小規模特認校制度適用校の募集定員の数を超えるとき又は当該募集定員の数から既に就学の許可を受けた児童生徒の数を差し引いた数を超えるときは、原則として抽選の方法により就学の許可を決定する。

2 教育委員会は、前項の規定により就学を許可したときは小規模特認校制度適用校就学許可通知書（第2号様式）により、就学を許可しないときは小規模特認校制度適用校就学不許可通知書（第3号様式）により保護者に通知するものとする。

（就学開始日）

第7条 小規模特認校制度適用校への就学を開始する日は、いわき市学校管理規則（昭和54年いわき市教育委員会規則第1号）第10条に規定する第1学期の初日とする。ただし、第5条第3項の規定による申請により、就学を許可された児童生徒については、許可にあたり、教育委員会が認めた日から就学を開始するものとする。

(就学許可の取消し等)

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、その就学の許可を取り消すことができる。

(1) 申請書に虚偽の記載があつたとき。

(2) 第3条各号のいずれかに該当しなくなったとき。

2 教育委員会は、前項の規定により就学の許可を取り消したときは、保護者に対し、小規模特認校制度による就学許可取消通知書（第4号様式）により、児童生徒の保護者に通知する。

3 第1項の規定により就学の許可を取り消された児童生徒が就学すべき学校は、規則第2条に規定する学校とする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、小規模特認校制度適用校への就学事務に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から実施し、令和3年度の小規模特認校適用校への就学事務から適用する。

2 令和3年度に限り、小規模特認校制度適用校への就学が許可された児童生徒の数が、当該小規模特認校制度適用校の募集定員の数を満たしていないときは、第5条第2項の規定にかかわらず、当該年度の中途においても申請を受け付けるものとする。この場合において、就学を開始する日は、第7条の規定にかかわらず、教育委員会が認めた日とする。